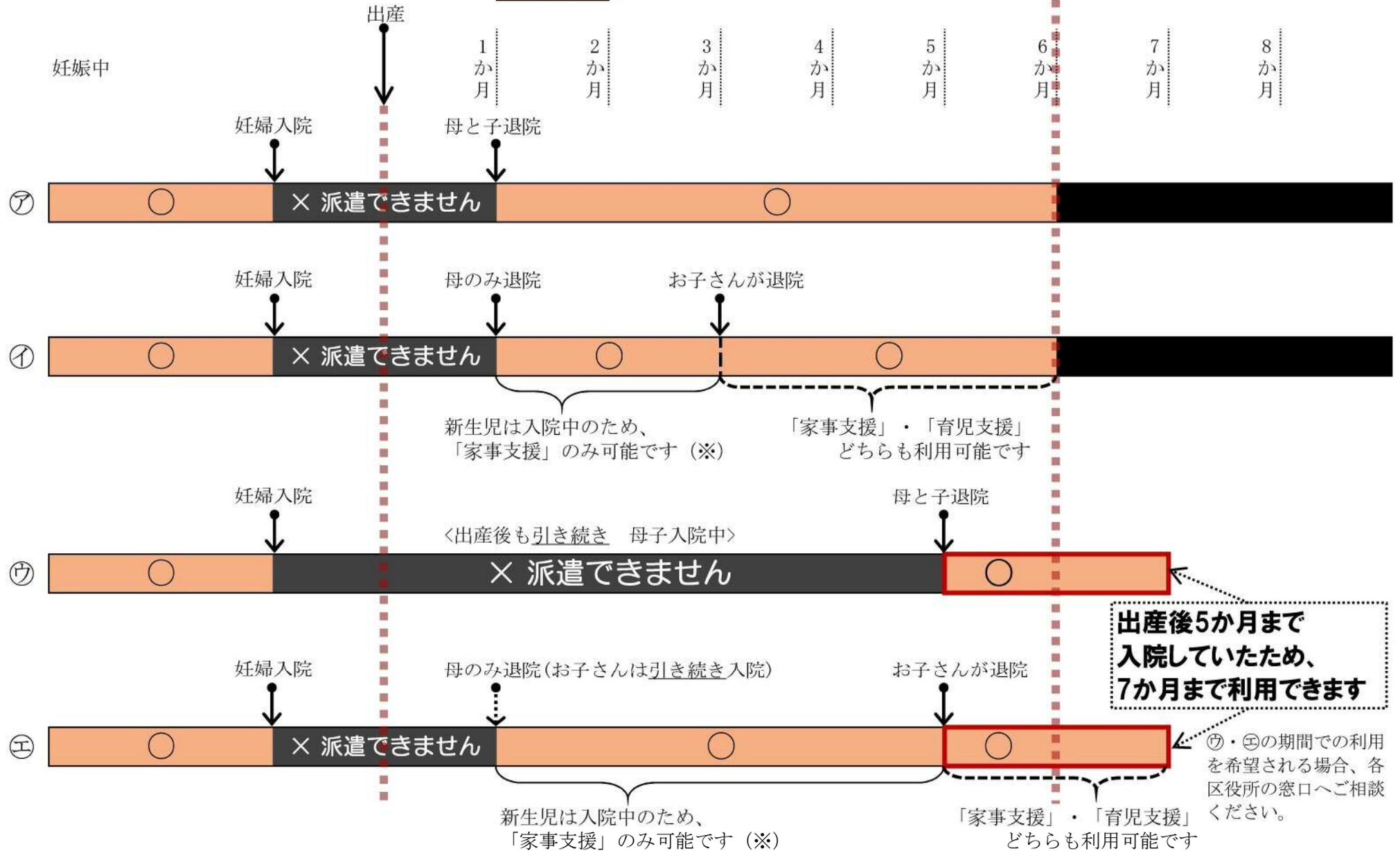


名古屋市産前・産後ヘルプ事業 「利用できる期間」について

- ①妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産後6か月以内（多胎出産の場合は1年以内）
  - ②妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産に伴う母又は子の入院期間終了後2か月以内
- のいずれか長い期間まで

【利用できる期間の一例】

○ = 利用できる期間



※新生児以外のきょうだい児がいる世帯は、育児支援も利用できる場合があります。